

土浦市水道公告第7号

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月15日

土浦市長 安藤 真理子

1 入札対象工事	
工事番号	令和7年度水工配新工第1号
工事件名	若松町地内配水管布設工事
工事場所	土浦市若松町地内
工事概要	HPPE φ100mm L=112.0m HPPE φ75mm L=190.0m  給水管結替工 一式 総延長 L=302.0m
工期	160日間
予定価格	23,210,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	ア「くじ」により開札時に決定 イ 本工事の最低制限基本価格は、「（1）土木工事等」として算出する。 （土浦市ホームページ内「競争入札における最低制限価格の設定について」参照）

2 競争参加資格	
この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
(1) 入札参加資格	ア 令和7・8年度の土浦市における水道施設工事に係る競争入札参加資格の認定においてA等級の格付けを受けていること。  イ 令和7・8年度の「土浦市入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した総合評定値通知書において、水道施設の年間平均完成工事高が1,100万円以上であること。  ウ 土浦市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。
(2) 営業所の所在地	土浦市内に建設業法における主たる営業所を有すること。法人以外の場合は代表者が土浦市に住民登録を有すること。
(3) 経営事項審査	建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」で、審査基準日が令和6年1月8日以降で最新の経営事項審査において、水道施設の総合評定値を有すること。
(4) 同時落札制限	本工事の落札者は、国補水工送更工第1号、国補水工配更工第2号及び国補水工配更工第1号の落札者になることができない。
(5) 技術者の配置	建設業法を遵守すること。
(6) 共通事項	入札公告共通編による。（1参照）

3 設計図書等の閲覧	
閲覧期間・方法	入札公告共通編による（2参照）

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付期間	公告日から令和7年7月23日（水）午後5時まで
(2) 回答方法	令和7年7月25日（金）に土浦市ホームページに掲載する。
(3) 共通事項	入札公告共通編による（3参照）

5 入札方法等	
(1) 入札方法	電子入札システムによる入札
(2) 参加資格確認申請 受付期間	ア 受付開始 令和7年7月16日(水) 午前9時 イ 受付締切 令和7年7月29日(火) 午後5時 ※ 土日祝日を除く。
(3) 入札書の受付期間	ア 受付開始 令和7年7月30日(水) 午前9時 イ 受付終了 令和7年8月4日(月) 午後5時 ※ 土日祝日を除く。
(4) 入札時の添付書類	工事費内訳書
(5) 共通事項	入札公告共通編による(5参照)

6 入札(開札)	
(1) 入札(開札)日時	令和7年8月6日(水) 午前10時00分
(2) 入札(開札)場所	土浦市役所水道課(大町庁舎)

7 落札候補者の決定	
入札公告共通編による。(9参照)	

8 落札者の決定		
(1) 競争参加資格を証明する書類の提出	ア 個別公告に定める提出書類	なし
	イ 提出書類・方法	入札公告共通編による(10参照) FAX :029-823-8410 mail:suidou@city.tsuchiura.lg.jp
(2) 落札者の決定方法	入札公告共通編による。(11参照)	

9 入札保証金及び契約保証金	
入札公告共通編による。(12参照)	

10 支払条件	
(1) 前金払、中間前金払	入札公告共通編による。(13参照)
(2) 部分払	なし

11 その他	
(1)	入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、入札公告共通編によるものとする。入札公告共通編については、下記のアドレスに公告する。 URL <a href="https://www.city.tsuchiura.lg.jp/shigoto-sangyo/nyusatsu-keiyaku/ippankyosonyusatsukoukoku/page008517.html">https://www.city.tsuchiura.lg.jp/shigoto-sangyo/nyusatsu-keiyaku/ippankyosonyusatsukoukoku/page008517.html</a>
(2)	契約にあたっては、契約書の作成を要する。
(3)	この工事は建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(4)	契約締結後、コリンズの登録をすること。